

「(仮称) 山口市まちづくり基本条例」のたたき台 (Ver.2)

	大分類	新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)		
1	前文	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心して 伝統・文化・歴史を活かした新しい文化的山口の創造 100年、200年先にもつながっていく持続可能なまちをイメージしながら進める 魅力あるまち、「住んでよかった」と思えるまちをつくる 絆を大切に、共生の心をかん養する 					
2	目的	この条例は、市民の参加と協働（・協創）によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、（まちづくりにおける）市民と行政の役割を明らかにし、ともに考え協力し、行動することにより、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。					
3	用語の定義	市民（2班）	市民＝個人				
		市民等（2班）	市民等＝個人＋団体・自治体・事業所などを含む				
		コミュニティ（2班）	市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提とし、多様な人と人とのつながりからできた目的を持った組織および集団。				
		地域コミュニティ（2班）	地域内の住民による地域の利益のためのコミュニティ。	⇒ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりのこと。			
		市民活動		⇒ 新しい公共サービスの担い手として、行政・企業では解決できなかった社会の課題を解決するために、市民が社会責任の自覚をもって、組織的、継続的に行う活動			
		参加（3班）	自分の個人の楽しみや利益のために関わることを参加という。				
		参画（3班）	自分の意思目的をもって主体的に関わることを参画という。				
		協働（3班）	さまざまな特性をもった主体が、相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で、共通の目的に向かって責任と役割分担を明確にし共に汗を流して取り組むこと（によってより大きな効果を生むこと）。	⇒ 市民と市が、市民と市民が相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で、共通の目的に向かって責任と役割分担を明確にし共に汗を流して取り組むこと			
	その他用語の定義が必要なもの(各班から出されたもの)	1班 市民 教育機関	2班	3班	4班 地域資源 財政運営健全化計画 地縁型コミュニティ 自治会 負託 信託 中間支援組織 市民活動		
4	基本理念	① 市民は、自らの意思によって主体的にまちづくりに参加、参画するよう努めるものとする。					
		② 市民と市（行政）は、補完性の原則に基づき、それぞれに果たすべき責任と役割を理解し、対等な立場で交流・連携し、協働してまちづくりを推進する。					
		参画・協働	2	協働の原則	協働の原則 取り組み方	理念に添う。	25
		③ 市民と市（行政）は、まちづくりに関する互いの情報を共有する。					
	情報共有	1	情報共有	情報共有	市及び市民は、まちづくりに関して必要な情報は相互に共有するものとする。	68	

	大分類	新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)
		市民の役割			
	市民の権利・責務			① 市民は、年齢に関係なく自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らが出来ることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めることとする。	3
		市民（等）の役割		市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であると認識し、地域活動の推進に努める。	13
		市民（等）の役割		市民（等）は、それぞれの地域の特性を生かし、協働・協創のまちづくりに積極的に参加・参画する。	14
		市民参加・参画の原則		私たち市民や事業者、行政がまちづくりに参加し、主体的に参画していく。	23
				② 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自らの意思によりまちづくりに参加し、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決にむけ、協力し自ら行動する。	4
		パブリックコメントの一部から		市民は、まちづくりに主体的に参加するために、自発的に情報の取得に努める。	29
		情報公開の一部から		市は、市民に対しまちづくりに関する情報を市民に公開するとともに、市民は、必要な情報は自ら収集するように努めるものとする。	72
				③ 市民は、地域社会の中で市民自治を担う一員として、公共の利益のために、同じ目的を掲げて活動する個人、団体組織との連携および情報交換に努め、お互いを尊重し活動する。	5
		市民の権利			
		(参画する権利)		① 市民は、安心安全な生活環境を目指して、自らが関心がある地域の活動に参加、参画することができる。更に市政への意見提言の権利をもつ。	1
	(学ぶ権利)		② 全ての市民は生涯にわたって、平等に学ぶ権利がある。	2	
	(知る権利)		③ 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報の提供を受ける権利を有するとともに、市の保有する情報について知る権利を有する。	69	

	大分類	新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)
		協働のまちづくり			
				市民と市、市民と市民は、協働によるまちづくりを積極的に推進するように努めるものとする。	
			地縁型コミュニティへの支援	市は、行政の効率かつ円滑な運営を図るため、自治会と協働によるまちづくりを積極的に推進しなければならない。	42
			市長の責務	市長は、基本理念に基づき、協働によるまちづくりの推進に努め、市民の信託(負託)に応えなければならない。	61
		人材育成			追加
		人づくり・人材発掘			
		協働主体の能力向上			追加
		<ul style="list-style-type: none"> ・プランニング能力が必要 ・団体の自主性、自立性を高める 			
		協働推進拠点（中間支援）の設置			
				① 市は、市内の各地域に（仮称）コミュニティ交流センターを設置する。センターは、市民活動やNPO活動、地域活動について理解しやすい情報発信に努めるとともに、活動の課題について解決のための支援全般を行う。	
			地域コミュニティ活動の支援 ・市民のコミュニティ活動への参加・参画の推進 ・人材育成 ・各主体をつなぎ支援するための組織 ・各主体をつなぐためのコーディネーター	市は、市内の各地域に（仮称）地域交流センターを設置する。センターは、市民活動やNPO活動、地域活動について理解しやすい情報発信に努めるとともに、活動の課題について解決のための支援全般を行う。	18
			目的型コミュニティへの支援	市は、市民活動の推進を図るため、協働運営型の交流拠点を設置し、その充実に努める。	51
			市長の責務	市長は、安心・安全なまちづくりを推進するために市民との連携を図り、体制を整備しなければならない。	65
				② コミュニティ交流センターは、コミュニティの自主性および自立性を尊重し、必要に応じて、拠点整備も含めて支援する。	
			地域コミュニティ活動の支援 ・市民のコミュニティ活動への参加・参画の推進 ・人材育成 ・各主体をつなぎ支援するための組織 ・各主体をつなぐためのコーディネーター	地域交流センターは、コミュニティの自主性および自立性を尊重し、必要に応じて支援する。	19
				③ コミュニティ交流センターは、主体的に活動できる市民の育成のため、コーディネーター育成講座等を開催をきっかけとし、市民のリーダーシップ力を高め、活動支援のできるしくみをつくる。	
			地域コミュニティ活動の支援 ・市民のコミュニティ活動への参加・参画の推進 ・人材育成 ・各主体をつなぎ支援するための組織 ・各主体をつなぐためのコーディネーター	地域交流センターは、主体的に活動できる市民の育成のため、コーディネーター育成講座等を開催をきっかけとし、市民のリーダーシップ力を高め、活動支援のできるしくみをつくる。	20
			目的型コミュニティへの支援	市は、協働のまちづくり推進のため、市民活動団体の協力を得ながら活動支援組織の確立に努めるものとする。	47
	協働 協働の推進				

大分類	新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)
協働 地域 コミュニティ	地域コミュニティにおける市民の役割			
			① 市民は、協働による活動が可能な地域において、地域活動に取り組み、市民が主体となってまちづくり活動を推進する。	
		自治会等の役割 ・市民参加の推進 ・体験できる場の提供 ・人材育成・発掘 ・自治会活動における個人情報取り扱い	自治会等は、共同意識の形成が可能な一定地域において、地域市民が地域の課題に取り組み、市民が主体となり、まちづくり活動を推進する。	6
			② 市民は、まちづくりの重要な担い手となりうる地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。	
		市民（等）の役割	市民（等）は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。	12
	協働を進めるための地域コミュニティの役割			
			① 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くし、地域の課題の解決に向けて、計画的に取組み、安心して安全な地域づくりに努める。	
		市民（等）の役割	市民（等）は、地域住民のつながりを強くし、防災や防犯に強い、安心・安全の地域づくりに努める。	15
			② 地域コミュニティは、様々な団体と交流・連携してまちづくりを推進する。	
		交流	コミュニティは、必要に応じて他のコミュニティとのネットワークに参加し、利用することができる。	17-1
	地域コミュニティへの支援			
			① 市は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、自主性、自立性を妨げない範囲で、地域コミュニティに対して、情報の提供、活動拠点の設置などの支援をすることができる。	
		交流	市は地域コミュニティの役割を認識し、その活動を支援し、協働してまちづくりを進めなければならない。	17-2
		地縁型コミュニティへの支援	市は、前項の推進にあたり、自治会と対等な立場に立って情報の共有、役割分担及び適切な推進指導に努めなければならない。	43
	地縁型コミュニティへの支援	市は、自治会内の下部組織（婦人会、子供会、老人会等）の活動についても配慮し、協働のまちづくり推進の役割分担及び協力の推進指導に努めるものとする。	44	
	地縁型コミュニティへの支援	市は、まちづくり推進にあたり、自治会の生活環境保全に適切な助言指導を行うものとする。	45	
	地縁型コミュニティへの支援	市は、協働のまちづくり推進活動及び組織強化について、自治会への適切な推進指導と資金助成について配慮するものとする。	46	
		② 市は、市民の地域的活動における自立と組織強化及び役割運営のための適切な施策と指導を講ずるものとする。		
	市の責務	市は、自治会の諸種の要請に配慮し、自治会の体制強化のために統合等組織強化を図り、市政運営の効率化と地域の健全なまちづくりの推進に努めること。	59	

大分類	新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)	
協働 市民活動	市民活動団体の役割				
			① 市民活動団体は、社会を担っている様々な主体を尊重し、連携、協力し合うことで力を発揮し、成果をあげる。		
		交流	コミュニティは、他のコミュニティと協力・協働するように努める。	16	
			② 目的意識を明白にし、常に自己評価に努める。	追加	
			③ 積極的にまちづくりに参画し、自らが活動、行事の主体となって、自治体と協働するよう努める。	9	
			④ 市民団体は、積極的に行政のしくみを知り、内部の人材育成を行い、社会的責任を果たす組織づくりに努める。		
			⑤ 各市民団体の特性や、参加のきっかけとなる、分かりやすい情報を提供し、市民意識を醸成する。(公開)		
		市民活動団体の役割 ・専門的なノウハウの提供 ・市民参加の推進 ・人材育成 ・体験できる場の提供	目的を共有する市民の参加を推進するため、市民生活に密着した様々なことを行政と係わり合いを持ち、タイアップしながら、体験できる場の提供を進めていく	7	
	市民活動への支援				
			① 市は、公益的な活動をする市民団体に対しては、市民活動の促進を図るための支援、資金助成について配慮するものとする。	48	
		目的型コミュニティへの支援	市は、中間支援組織に対しては、協働による実施推進の指導に努めるものとする。	49	
	市民活動を促進するための市（行政）の役割				
			① 社会を担っている様々な主体の特性を認識し、積極的に情報収集に努める。	追加	
			② 協働のまちづくりの中長期的ビジョンに基づき、それぞれの課内で協働を推進する体制づくりに努める。	追加	
			③ 市長は、職員に対して市民活動に関する研修を行い、共通認識を持ってその活動の支援・促進に取り組む。	50	
			④ 各専門分野における職員の知識や技術を市民活動に提供できる環境を整える。	52	
			⑤ 協働を推進していくための市民会議を設置（市民を含めて）	追加	
		⑥ 市民に対して、協働の事業の事例をプロセスから分かりやすく伝える。	追加		
		⑦ 市民と一緒に、連携事業の評価	追加		

大分類		新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)
			企業からの支援	事業者は市民活動を理解し、社会貢献に努める。	追加
		事業者の役割			
	協働 事業者			① 事業者は、地域社会の一員として、社会貢献や支援活動を行う。	追加
				② 事業者は、まちづくり活動に参加、協力する。	追加
		まちづくりへの参加・協力		事業者は、営利を目的としてまちで事業を行い、認められていることを考慮し、利益を地域に還元し、まちづくりに協力する。又、市民、自治体が行う事業に対しては、積極的に参画し、支援協力する。 一方、地域の学校から輩出される学生は許す限り受け入れ、人材育成と就労機会を与える。	10
		高等教育機関の役割			
	協働 教育機関			高等教育機関は、知的資源をまちづくりに活かす。	追加
		まちづくりへの参加・協力		地域の学校は、教育機関として、優秀な学力と見識を備えた学生を育成し、在学中はもちろん、社会へ出て地域のために貢献できる人材を育てる。	11

※ 解説書へ

			市民活動団体の役割 ・専門的なノウハウの提供 ・市民参加の推進 ・人材育成 ・体験できる場の提供	解説へ	一般市民では理解できず、専門的な知識が必要とされる場合または、予期せぬ問題が起こった場合に、ノウハウを提供し、解決に向け支援する。	8
		市民活動団体の特性		解説文	協働プログラムを検討するためのニーズのサーチが出来る	
			解説文	専門性と長期ビジョンをもっている		
			解説文	市民を巻き込むことで市民意識を醸成する		
			解説文	新しい公共の推進役として、まち全体を活かせる活動をする		

大分類		新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)
市民参画	参画機会の保障				
				① 市は、市民が市政に容易に参画できるよう配慮しなければならない。	56
				② 市長は、市民の参画する権利を保障し、参画機会の確保に努めなければならない。	26
		パブリックコメント		市民からの意見を聞きパブコメを行政サービスや地域へ反映させる。 ・市長は、総合計画をはじめとして、諸計画など及び予算案の編成に当たっては、事前公開を前提として、素案を市民に公表し、市民の意見を反映した成案を議会に諮る。 ・市長は、市民の提案、意見成果を市民に公表する。また、政策や予算編成に反映できなければ、その理由を市民に公開説明する。	29
		市の責務		市は、政策、施策の実施運営に当たっては、市民の意見を尊重し自治会の参画と協力を得て進めなければならない。	58
		市長の責務		市長は、市民の参画する権利を保障し、参画機会の確保に努めなければならない。	62
	市政運営			市は、市政に市民の意思が適切に反映されるよう市民の参画を基本にした行政運営を行わなければならない。	55

市民参画		参画機会の保障	市民意識調査	27
		参画機会の保障	市民提案制度	28
		審議会等	審議会等（附属機関）への参加	30

	大分類	新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)	
		行財政運営				
		(財政運営に関すること)		① 市は、計画的、効率的かつ効果的で、成果志向を重視した健全財政運営をする。	追加	
		健全な財政運営		市は、中長期的な展望に立って、財政運営健全化計画に基づき、効率的かつ効果的な財政運営を図り、財政の健全性の確保に努めなければならない。	33	
		健全な財政運営		市は、財政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに市民の満足度の向上と成果志向を重視した財政運営に努めなければならない。	34	
		市長の責務		市長は、市政運営に当たり、健全財政運営に努めなければならない。	64	
		健全な財政運営		市は、地域資源の活用について配慮検討し、財源確保に努めるものとする。	35	
		健全な財政運営		市は、財政の健全保持のため、市税等の未納者については、徴収の徹底に努めること。	36	
		市の責務		市は、まちづくり総合計画に基づき、計画的かつ円滑に推進し、成果目標の達成に努めなければならない。	57	
		市長の責務		市長は、条例を遵守し公正誠実に市民の意思が適切に市政に反映されるよう運営に努めなければならない。	60	
		(財政運営公表に関すること)		② 市は、投資効果について、市民に分かりやすく公表する。	追加	
		市民志向、成果志向での行政運営		市は、市が計画実施する各種の行政運営については、その進行状況や成果指標等について市民に分かりやすく公表しなければならない。	31	
		市民志向、成果志向での行政運営		市は、前項の行政運営内容の投資効果や市民満足度についても公表するものとする。	32	
		健全な財政運営		市は、財政運営状況について、市民に分りやすく公表をしなければならない。	37	
		(組織運営に関すること)		③ 【行政組織の構成・円滑化・適材適所】	追加	
		組織体制の整備		市は、行政組織の構成については、スリム化に取組むとともに組織の横断的人材配置と長期的配置に留意し、業務処理の円滑化に努めなければならない。	38	
		職員の育成		市長は、市政運営の適正かつ円滑を図るため、職員の技能研修制度を活用し、適材適所の配置に努めなければならない。	53	
		市職員の人材育成、意識改革				
				① 市は、職員の意識・能力向上のための人材育成研修をする。	追加	
				② 職員は、相互の信頼関係の向上、能力向上のための自己研鑽	追加	
	市の責務 市の役割	職員の育成		市は、職員のまちづくり意識、能力の向上（参加、協力、連携、実践力、コミュニケーション）を図るため、まちづくりの情熱意欲のあるリーダーの人材育成研修に努めること。	54	
		市長の責務		市長は、職員を適切に指揮監督し、市政の円滑なる推進のため、職員の人材育成と適正配置に努めなければならない。	63	
		職員の責務		職員は、市民全体の奉仕者であり、自らも市民の一員である事を自覚して、相互の信頼関係の向上に努めなければならない。	66	
		職員の責務		職員は、この条例を遵守し、公生かつ誠実に職務の遂行に当たり、まちづくりに必要な能力向上の自己研鑽に努めなければならない。	67	

	大分類	新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)	
		説明責任				
				① 市は、総合計画の推進にかかる内容について、市民が理解し易く的確かつ速やかに公表開示を行うものとする。		
		説明責任		市は、まちづくりに関する施策等市政運営にかかる内容について、継続的に市民に公表開示し説明する責務を有する。	39	
		説明責任		前項の公表開示に当たっては、市民が理解し易く的確かつ速やかに行わなければならない。	40	
				② 市は、まちづくりに関する市民の意見、要望等に対して応答するよう努めるものとする。		
		説明責任		市は、まちづくりに関する市民の意見、要望等に対して応答する責任を負う。	41	
		個人情報の保護				
				市は、市民の権利及び利害が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければならない。		
		個人情報の保護・取り扱い		市は、市民の権利及び利害が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければならない。	75	
		情報公開				
		(情報の管理)		① 市は、まちづくり情報を正確かつ適正に収集し、速やかに公開できるように整理保存、管理しなければならない。		
		解りやすい情報の作成・提供情報の取り扱い (共有の方法・範囲等)		市は、まちづくり情報を正確かつ適正に収集し、速やかに公開できるように整理保存、管理しなければならない。	70	
		(方法、範囲)		② 【方法、範囲を規定】		
		解りやすい情報の作成・提供情報の取り扱い (共有の方法・範囲等)		市は、市民から市政運営、まちづくり政策等に必要の場合の情報は提供しなければならない。	71	
		情報公開		市は、情報の共有のため、市民の意見、提言または収集した情報は、その内容を市民に公開しなければならない。	73	
		情報公開		前項の情報は、理解し易い情報として作成し市民に公開、提供に努めなければならない。	74	
		個人情報の保護・取り扱い		市は、市財政運営等の障害となっている情報については、個人の権利保護に支障のない範囲で公開しなければならない。	76	

大分類		新しい項目	元の項目 (Ver.1)	内番号	整理番号 (ver.1)
条例の評価・推進機関					
	条例の評価・推進機関	(山口市〇〇〇〇推進委員会)		① 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、山口市〇〇〇〇推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	77
		(所掌事務)		② 1 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。 (1) この条例の適切な運用に関すること (2) この条例の見直しに関すること (3) その他市長が必要と認めること 2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査、審議するものとする。 (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること (2) 市民参画推進の施策に関すること (3) 地域コミュニティ、市民活動の促進に係る施策に関すること (4) その他市長が必要と認めること	78
		(組織)		③ 1 委員会は、委員●●人以内をもって組織する。 2 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 公募による市民 (2) 地域コミュニティ関係者 (3) 市民活動団体関係者 (4) 事業者 (5) 学識経験者 (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 3 委員の任期は●年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	79
条例の位置づけ及び見直し					
	条例の位置付け等	(条例の位置づけ)		① この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例で定める事項を最大限に尊重しなければならない。	80
		総合計画との位置づけ			
	条例の見直し	(条例の見直し)		② 市は、この条例の施行から●年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。	81
委任					
	雑則	(委任)		この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	82

	住民投票	住民投票	住民投票の実施 住民投票の方法 (請求・発議・実施)		
	議会	議会			